

16.3.31現在

男女共同参画社会の将来像検討会「報告書骨子案」についての  
意見募集の結果について

1．意見募集の概要

(1) 期 間：平成16年2月3日～2月23日

(2) 告知方法：内閣府ウェブサイト、郵送

(3) 意見受付方法：郵便、ファクシミリ、電子メール、  
えがりてネットワーク企画委員会主催「聞く会」等

2．意見提出者数：42の個人及び団体

3．意見の概要：別添のとおり

意見の掲載に当たっては、適宜集約しています。

(別添)

## 男女共同参画社会の将来像検討会「報告書骨子案」についての意見

### 全体について

男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会のあり方に関わる重要課題であることを強調して欲しい。

男女がそれぞれの個性に応じて能力を發揮し、多様な働き方をしながら、男女共同参画を身近なところから実践していくことが重要。

男女共同参画社会の実現は、単に女性のためにあるものではなく、女性の地位向上を伴いつつも、男性の人生の充実や生活の質の向上に資するものであり、子どもや若者が自らの将来に夢をもって成長する社会の基盤を形成するものである。

男女共同参画社会の将来像は「明るい日本の未来」へ向けて必要不可欠であることを強調していただきたい。

男女共同参画に対する理念や問題意識が希薄ではないか。

全般的に楽観的過ぎる。

雇用やくらし、子育てなど、女性や国民の実態への認識を欠き、机上の空論になっている。

現在の生活をどう改善していくのか道筋を示して、将来を書いて欲しい。

男女共同参画社会の実現に向けて、現在のどのような法律があり、あるいは法律と実際との乖離はどのようなものか、その乖離を埋めるためにどのような施策がとられ、さらにどのような施策が必要かに触れる必要があるが、骨子案では、何をめざし、そのために政府はどのような施策をするのか見えてこない。

男女がともに担う家庭・働き方・子育て・個の在り方を将来像としてまとめ、それを実現するためには何が必要か議論していただきたい。

現在の出発点と2020年にたどり着きたい目的点がよく描かれているが、2点を結ぶ道筋について具体案がなければ理想論となり、現実性と説得力に欠ける。

2020年の姿について、そこまで行くまでの政策提起がないととてもこのイメージにはならない。

男女共同参画の政策を止めてしまうとどうなるかということ指摘し、

それだからこそ対応策が必要であり、それを講じた結果、男女共同参画が進むと書くべき。何もしなくても男女共同参画社会が実現するかのような印象を受ける。

将来像は、男女共同参画を進めないようなり、進めるとようなり、進めるためにはこうするという順番で書く必要がある。

女子差別撤廃委員会、OECDなどからの指摘・勧告、国際家族年、家族的責任条約と勧告など国際機関の到達点、日本国憲法を踏まえた内容にすべき。

OECDからの指摘や国連女性差別撤廃委員会の勧告を受けていることを真摯に受け止め、現状を改善する方向で議論して欲しい。

2003年7月の女性差別撤廃委員会からの最終コメント、2003年のジェンダーエンパワーメント測定で日本の順位が43位に落ちたこと、列国議会連盟の女性議員割合順位で、衆議院は世界で134位であることを配慮する必要がある。

将来像を説得的に描くには、女性差別撤廃条約批准後と北京会議後、及び男女共同参画社会基本法、同基本計画の実現状況と阻害要因の検証が不可欠。

この「将来像」は、2010年までを念頭に置いた「ビジョン」を更新するものであることを明記しておく必要があるのではないかと。男女共同参画基本計画との関係性が明確になっていない。

基本計画の目指す男女共同参画推進の視点からの2020年のあるべき姿（ビジョン）として書かれている部分と、社会経済状況の変化によって発現しているであろう社会の状況とが混在し、分かりにくい。

将来像は基本法に照らして書いていただきたい。本骨子案は恣意的、思いつきという印象を受ける。

文章表現が分かりにくい。

各委員の意見が列記されている印象があり、トーンが統一されていない。やや切り口上の部分があり、誤解・反発を招く懸念がある。

分かりにくい表現が多く、具体的に描かれている部分と、箇条書き、項目の羅列といったところがあり、誰が読んでも分かる文章にして欲しい。

考えられそうな項目の羅列で、重要項目が浮き彫りになっていない。現状分析とともに16年後のあるべき姿を示すべき。

数値目標が掲げられているものについては、その根拠となる考え方が必要。

現在抱えている少子高齢の問題と遊離している印象を受ける。

本骨子案のキーワードの一つは「多様化(性)」であるように感じた。「男女共同参画社会 = 多様化社会への転換」という見方には賛同するが、「多様であればすべてOK」ではなく吟味が必要な場合もある。例えば、働き方の多様化がイメージするほどに良いことばかりではないこともある。

「21世紀の最重要課題」と言っているのだから、100年の5分の1である20年を、21世紀の第1ステップとして、第1ステップはここまでという書き方にしてはどうか。

男女共同参画社会の批判に対する対応策や厳しい現状認識に欠けている。

男女共同参画に関係のない事項も含まれているので、男女共同参画に係る事項に絞って書く必要がある。

将来展望を行う場合の基本的な考え方として、現在の社会構造の問題点を明確化し、将来の社会環境の変化を踏まえて、将来の社会構造を展望するという3つの団塊に分けて考える必要があるが、本骨子案は現状の男女共同参画社会の実現を妨げている問題点を必ずしも明確にしないまま、アンケート調査等で将来を展望しているため、展望された将来の姿が、単なる願望であるのか、それとも何らかの根拠に基づく展望かの区別が明確でない。

将来、起こりうる変化としてあげられているものの内、男女共同参画社会の実現と必ずしも整合的でないものも含まれている。これは、何が男女共同参画社会を妨げているかについての整理が十分に行われていないことによるものと考えられる。

男女共同参画社会を、単に現行の社会制度の延長上に自然に実現できるものとするのか、それとも現行の制度の抜本的な改革を経てはじめて実現できるものかについて、十分な議論が必要。

「(まえがき)」について

なぜ2020年に設定しているのか説明が欲しい。

「1. 2020年頃の社会状況」について

「(1) エ. 労働力」の項を始め、「(2) 定性的な変化」についてもバラ色すぎる。

「 1 . ( 1 ) オ . 国際的動向」の「的」は不要。

「 1 . ( 1 ) オ . 国際的動向」では、日本が世界の中でどう位置付けられているべきかの展望が必要。

「 1 . ( 2 ) ア . 個人の行動様式等の変化」について

性別による固定的な役割分担意識が現在より希薄になるというのは、どんな理由から言えるのか。

「全員最後まで敗者復活を期待して…」は感情的な表現であり、「典型的な組織内・企業内での昇進モデルにとらわれずに、自分の価値観で生きる生活に満足する者が出てくる」で良いのではないか。

雇用の在り方は、そもそも個人の希望や満足度によるものではなく、その選択を余儀なくされるのが実態である。

安定した雇用ではなく一定のレベルの生活に満足する者と、責任が重く最初からプロフェッショナルであることが求められる者との2極に分かれる社会状況になれば、そのうち前者の多くは女性となり、依然として男女差別はなくなる。また、個人の責任に帰すべきものではない。

したがって、男女平等の実現のためには、このような社会にならないための施策が必要である。

「なお、こうした個人の意識、考え方の変化は、様々な報告書でも指摘」は、引用の必要性が分からない。

「経済的には負担になる高度海の価値を見いだすような公益意識を含んだ、「美意識」が生まれている」、「『公』を担うという価値観が理解され評価される」とあるが、このような個人の行動様式の変化についての評価には異論がある。

「 1 . ( 2 ) イ . 社会の変化」について

科学技術立国をさせる人材育成を図るために、人間らしく生きるための労働時間短縮の徹底、出産援助策の強化、プロを育てるために科学者・技術者の正規雇用の確保、女性科学・技術研究者の積極的な育成促進、高齢科学・技術研究者の働く場の整備という記述を盛り込んで欲しい。

経済環境の変化に柔軟に対応できるようというニーズは、正規労働者の残業時間の減少、有給休暇取得率向上等と引き換えに、多くの女性労働者の非正規化という身分の不安定さをさらに推進するものであり、真の男女共同参画にとってはマイナス面が多く考えられる。

残業時間の減少、有給休暇取得率向上は、なぜ「高齢化：雇用の変化」なのか。

「6つのポケット」について注釈が必要。

## 「2. 男女共同参画社会の形成の方向性」について

「結婚・出産を機に会社を辞める」のは、女性の意識、行動の問題だけではなく、保育所の不足等、働き続けられない環境による制約もあり、誤解を生じる。

母性保護は過渡的なものではなく男女間の差が解消されてもその施策不要ということはない。

多様な社会が必然なものと言えるのなら、セクシャル・マイノリティについての言及もあって然るべき。

北京会議以降の国内の取組が中心となっているが、個人の価値観が多様化する中で、性差に関して中立的な社会を形成する必要性をきちんと述べる必要があるのではないか。とりわけ、男女の意識や行動の変化への期待について書かれている部分は、例として挙げられている内容に違和感がある。日常生活のレベルで、「社会の制度・慣行」に気づき、各々の生活を見つめ直すことが大切なのではないか。

## 「3. 男女共同参画の視点からの概況」について

知識的自立とは何か。

社会全般の状況に、例示として、性同一性障害への対応を加える。

「男性の平均寿命は女性より約7年も短い」の「も」を削除。

日米の労働者の満足度を比較するとアメリカの方が高いことの主要因として転職をあげているが、統計等でこの関係が明確にされているのか。

労働者の満足度の日米比較をしているが、日米を比較する意図がよく分からない。

「濡れ落ち葉」(4.(4)イ.にもあり)、「結婚難」は、当事者からの反発を招くおそれがあり、避けるべき。

3. は重要事項であるので、もう少し定量データでの議論が必要。

## 「4.(2) 政策・方針の決定」について

「意志決定の過程での男女共同参画が当然のこととされている社会になっている」とあるが、少なくとも政府が既に立てた2020年までの数値目標である社会のあらゆる分野で指導的立場にある女性の割合が30%になっている社会とすべきである。

男女比等の参画率のみでは性別役割分担意識の解消度は測れないとの認識がなければ、将来も差別実態が維持されたままになるおそれがある。

様々な場面で男女の人数を同数にするあるいは比率を同数にするようにしてはどうか。

女性の参加が当たり前な状況が多様な価値観の創出と発展につながるのだから、イ.の各項の記述は逆転しているのではないか。

政策・方針決定の場への女性の参画に対する具体的施策を検討して欲しい。

#### 「4.(3)働く場」について

働く場の将来像は、安定安心の年金制度改革、均等待遇、同一価値労働同一賃金制度など施策の確実な実施と結果の実現が前提であり、(1)検討の前提で触れる必要がある。

農業、商店、町工場など、家族労働に支えられているいわゆる「家業」の場も、雇用労働の場と同じように男女間の平等や働きやすさを確保するために、雇用の場と同じ就労条件で経営が成り立つような支援策、家業の就労条件と実態を公的にチェックする機能、新規参入を含め、「家業」も職業選択の一つになるような継がせる側、継ぐ側双方への体制整備や誘導策、が必要。

女性の非正規労働化が広がっている中では、男女の賃金格差の内容は夢物語になってしまう。現在男女共同参画にネガティブな情報を流すものに対してバラ色の情報を流すのはありがたいが、全く根拠のないものではなく、実際に働いている人が納得するような情報にしないとまずい。

女性の働き方はM字カーブでなくキリン型であり、どんどん非正規労働化が進んでいる、その見通しについて政府の政策を示すべきである。政策を示さないところに書いてあるすべてのことが無理である。

#### 「4.(3)ア.働く場の制度等の変化」について

2020年頃までに、経済的基盤が男女ともに確立されているか懸念。異なる雇用形態の間の転換制度ができたとしても、また転職が容易になったとしても、それぞれの「職務評価」がきちんとなされないと、転換や転

職が職位・給与の低下につながりかねない。

賃金格差についても、1985年～2000年までの15年間で5.9ポイントの改善があっただけ。

「短時間正社員、正社員・パートの転換等の制度が一般化し、生活に合わせた働き方を選択できるようになっている」「転職が容易になっている」とあるが、不安定な雇用条件の下では賃金等の労働条件は低くならざるを得ない。

短時間正社員、正社員・パートの転換等の制度は、ライフスタイルにあった働き方を保障するよう見えるが、今までの労働者が獲得した育児・介護時間などの権利を剥奪し、育児・介護・療養などの必要な労働者は正規社員から外し、より安価で企業の使いやすい労働者として、女性労働者を再編・分断支配するものとなり得る。

短時間労働やパート労働が増えるだけでは、経済的男女差が大きくなり、結局は育児休業や家事分担も平等ではなくなる。

少子化の阻止や女性労働力増加にまず一番始めに導入されるべき条件は、労働時間の短縮と柔軟性そして短時間正社員制度だと思う。労働時間短縮は、女性だけでなく男性にも適用されるべき。

公務員の労働実態は、超過勤務、サービス残業の増加が見られ、能力等級制度の導入、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度の導入によって、ますます労働者間の競争が激しくなることが予想され、労働者が分断され、団結が失われることにもなる。

ここで、公務員制度について論じる必要があるのか。また、現在、公務員が高い使命感と働きがいをもっていないという趣旨に受け取られる。

「パートと正社員間の（雇用状況に応じた）」とあるが、「雇用状況に応じた」とは、何を意味するのか。

男女間の賃金格差が男女の仕事の配分や能力開発に与えている影響を検討することが必要。

男女の賃金格差は間接差別の禁止が法律等で徹底されれば、80%以上になると思われる。

「パートと正社員間の（雇用状況に応じた）均等待遇が実現している」、「男性の賃金を100とした場合、女性の賃金は80以上」とあるが、期待される将来像との間に乖離がある。実質的な均等待遇の実現にはどのような方策が講じられるべきかを含めた将来像が記載されるべき。

定年延長が進めば年功賃金は是正されるというイメージがあるが、他方で定昇を維持する企業は必ずしも少なくない。「男女間の職階の違いが少

なくなること、単純な勤続年数による処遇がなくなっていくことで男女間の賃金格差は格段に縮小」は、楽観的な予測。

65歳までの継続雇用制度が仮に実現すれば、それは現在雇用が保障されている労働者にとってはプラスかもしれないが、他方で新たに職を求める若年者や既婚女性にとっては、それだけ中途採用機会の削減を意味するもので、単純にプラスといえるか。

「男女別労働者数に違いは残る」とあるが、格差が残っていることに言及する必要はない。これまで、男性が中心だった職域、女性が中心だった職域それぞれに、男女共同参画が進み、その差が縮まるということが趣旨ではないか。

政府公約で掲げている年間総労働時間1800時間が達成され、全ての労働者が1日7時間、週休2日制、時間外労働1日2時間以内、年間150時間が実現し、年休20日取得も当たり前で、労働時間の短縮により、男女とも家族的責任や地域活動、自分の余暇を豊かに持てる生活が実現しているという記述を盛り込んで欲しい。

過労死を生み出す不払い残業や裁量労働が規制され、どの職場もゆとりを持って働ける人員が確保され、正規職員でのワークシェアリングが実現しているという記述を盛り込んで欲しい。

能力・業績主義賃金がなくなり、産別最賃制度・地域最賃制度が確立し、男女間の賃金差別・間接差別・税制の不平等・社会保障制度の不平等が解消されているという記述を盛り込んで欲しい。

間接差別の禁止が法律や規則に徹底され、コース別人事制度が廃止され、不安定雇用の女性が常用雇用になる、正規・非正規の均等待遇が実現されるなど、男女の賃金格差が8割近くまでに是正されているという記述を盛り込んで欲しい。

間接差別の禁止、積極的差別是正措置を規定する均等法の改正、均等法指針の改正、パート、派遣労働者等への均等待遇を定めるパート労働法の改正等法整備がなされていると記載して欲しい。

#### 「4.(3)イ.様々な活動と両立しやすい働く場の変化」について

育児休業制度の取得目標の設定を男女同一の目標設定にすべき。

小学校就学の始期までの勤務時間短縮の措置はについては、普及率を25%から40%にしても良いのではないか。

育児休業制度や看護休暇制度について、短期的取得目標が示されているが、長期的目標という発想はあるのか。

また、男女比が示されていない目標の意味するところは何か。

「再就職も容易になっていころなどから…」と「出産・育児による退職が…」は、入れ替えた方が理解しやすい。

「休日取得率」は「休暇取得率」の誤りか。

家族は、社会的支援を受けて、人権、特に子どもの権利、個人の自由、男女平等が促進され、男女がともに仕事と家庭を担って、働き暮らす状態が一般か自然な状況になっているという記述を盛り込んで欲しい。

保育・学童保育の充実、介護に対する社会保障が拡充され、育児や介護のための休暇や制度に対する手当が国や地方公共団体から保障され、家族的責任を果たして所得の減収がなくなるという記述を盛り込んで欲しい。

現在の民間労働者の中では、まだまだサービス残業が横行し、このような状況の中での子育ては厳しい。

性別役割分担をなくし、男性が家事、育児を分担できるようにし、女性も仕事と家事、育児を両立させるための労働時間法制等労働法制の整備がなされていると記載して欲しい。

#### 「4.(3)エ.働く場での人権尊重」について

「公務については…」は、雇用機会均等法がセクハラの対象を女性のみとしていることを指しているならば、そのように言及すべき。

#### 「4.(4)ア.全般」について

国際家族年の文書を引用し、家族の重要性を指摘しているが、これは必要以上に家族の重要性を強調しすぎるものである。多様な生き方、個人を尊重する生き方を尊重すべき。

様々な活動を行う基礎的な単位としての家庭の活動について、「相続、祖先の祭祀」をあげることは不適正であるので、削除されるべき。

祭祀等の体制が変わらないとあるが、変わらないのではなく、変わっていかざるを得ないと思うので、今あることが続くと考えるのはおかしい。

単独世帯が増加する要因として、離婚率の上昇も加える。

「結婚後パート等をせず」は、女性はパートで働くとの誤解を与え、表現として不適切ではないか。

「経済相互依存関係」は、かなり厳しい表現であり、反発が予想される。

子育てに父親が関わることは極めて重要であるが、その結果、父親は父性、母親は母性といった従来の子育てにおける性別役割分業があってはならない。出産や授乳などの特定の行為を除き、父親と母親の役割には大き

な違いはないと思う。

仕事と家庭の両立支援、男性の家事参加を促進するという男女共同参画にとって大事なメニューを「嫌々行うこと」とし、これを前提に家庭に育児・介護・を公的・社会的保障の下に置くのではなく、サービス産業の創出につなげてしまっているところに限界を感じる。

「生活の変化に応じて住む場所を変える」は、男女共同参画の視点から、どのような意義をもつのか分からない。

年金、税制における間接差別（専業主婦などの優遇）は早急に見直されるべき。

第3号被保険者制度の廃止を盛り込んで欲しい。

女性が経済力をつけるようになると、慰謝料よりも離婚が優先されるのではないか。日本の裁判は時間がかかることから、高い慰謝料のために時間と手間をかけるとは考えにくい。

共同親権と共同監護への視野、父親と母親が離婚後も平等に親権を持つ選択肢の法的整備など、具体的な記述を盛り込んで欲しい。

#### 「4.(4)イ.高年齢者」について

女性が自立して生活できる賃金や所得が保障されるようになり、女性の年金権も生存権を保障される水準で確立されつつあるのではないか。

「年金改革（年金分割）により、熟年離婚等の際の所得問題も解消の方向になる」とあるが、年金が逡減していく状況を考えれば、年金改革だけで解消されていくとは考えにくい。

定年離婚が減少する理由を知りたい。

定年離婚は、現状を踏まえれば、増加するとしたほうが現実的と考える。自らの意見で行動する人が増えることも一因。

「年金改革（年金分割）により、熟年離婚等の際の所得問題も解消の方向」と「『濡れ落ち葉』の高年齢男性、熟年離婚・定年離婚が減少していく」とは矛盾しないか。特に子どもに影響の少ない熟年離婚を、単にマイナス・イメージとしてとらえるべきか。

#### 「4.(4)ウ.子ども」について

「専業主婦家庭では育児時間が増えている」は、家事の省力化、少子化により、子育てにかかわる時間が増えているという意味か。説明が必要。

「現在は祖父母による育児支援が行われている」とあるが、文脈からすると主に祖母による育児支援ではないか。

「男性の家事・育児等の時間が女性の半分程度以上になっている。」は男性は家事・育児を女性の半分担えば良いとの解釈も成り立つ。「2割以上の男性が、育児休業を取る」も、同様の解釈が成り立つ。

男性であることを特殊化する表現は避けるべきであり、希望があれば、男女関係無く育児休業を取れる社会になっているにしているのではどうか。

「男性の家事・育児等の時間が女性の半分程度以上になっている。」とあるが、男性の現在の働き方ではこの実現は困難である。また労働時間の短縮の実現が前提であり、意識だけの問題ではない。将来像を明らかにするとともに、それを実現するためには何が必要かを明示する必要がある。

大人が子どもにとって心地よい環境を整備し、子どもと過ごす時間の質の充実についても示して欲しい。

「家庭、学校などの中で男女共同参画を進める、主体としての子ども」に関連して、男女共同参画は子どもの権利条約と整合性のあるものを目指すという表現を加えて欲しい。

労働力重視の競争社会ではなく、教育現場や地域・労働現場で人権が大切にされ、お年寄り・子どもたち・障害者が大切にされる医療・社会保障制度が確立し、家族的責任を負う労働者にペナルティーが課せられることなく、安心して子どもを産み育てられる社会に向かっており、少子化傾向の是正につながっているという記述を盛り込んで欲しい。

1日の労働時間が規制されることにより、家族そろって夕食をとるなどゆとりを持って過ごす時間が増え、一人一人の子どもが大切にされ、社会が安定してくる。

#### 「4.(4)エ.家庭における男女の姿」について

家庭の質の在り方と男性の家事・育児・介護等の生活技術向上のための支援策の検討が必要。「生活の質」は経済力だけでなく、教育水準、家事・育児・介護等の生活技術、住宅、時間のゆとり、健康、コミュニケーション能力等、様々な要素のバランスで決まると言える。例えば、経済力が低くても生活技術が高ければ、ある程度の生活の質を維持できると考えるが、現在の労働環境では男性が生活技術を身につけることは困難であり、男性の結婚難や経済問題での自殺の増加の要因となっているように思う。

パラサイトシングルについては、親サイドからの問題も指摘されており、親子の関係性の問題としてとらえる考え方もある。経済的依存の視点だけで、取り上げるのは誤解を招くのではないか。

制度が個人単位化の方向に動いてくるにしたがって、男女とも経済自立

・生活自立が促され、経済・生活目的の夫婦のつながりが減る。異なる性をもった2人がいっしょに暮らすことにより互いを精神的に豊かにしあい、互いの自己実現に寄与し合うような成熟型夫婦が増えるという記述を盛り込んで欲しい。

#### 「4.(5)ウ.教育」について

「学部ごとの男女の学生数の違いが少なく（男女いずれか少ない方でも3～4割以上）なる」とあるが、子どもたち一人ひとりの能力が、性別にかかわらず開発され、自分の望む分野の進路を選択できるようになっていることが重要であり、数値目標を掲げる必要があるのか。

理工系学部の女子比率が3～4割とかがかかっているがその見通しはどこからくるのか。ここ15年くらい比率は変わっていないし、学部の選択は強制的にできるものではない。

理工系進学については、卒業後の就職問題が解決されないと進学する女性の数は絶対に増えないと思う。その部分について政府・企業が努力しないと夢で終わってしまうのでその政策が必要。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての教育や啓発などについての記述を盛り込んで欲しい。

教育の充実、特に家庭科教育の充実を盛り込んで欲しい。

性的少数者に対する差別や偏見をなくしていくための学校教育や社会教育、啓発活動などを推進していく必要がある。

平均寿命が延びるとともに未熟な期間も延びているのではと懸念している。次世代に対し自立を促す教育という視点が必要。

#### 「5.留意事項」について

「夫婦ともに仕事に力を注いで金銭的な豊かさを求める家庭」は、共働きが金銭的理由からのみと受け取られかねない表現。

「規制緩和，構造改革によっても格差が拡大する方向」について、所得格差に備えた保護、支援策は、常に必要だが、構造改革を進めれば、必ず所得格差が拡大するという具体的な根拠を示す必要がある。競争の促進によって、既得権が失われることも「格差の拡大」といえるのか。

イメージ図について

変化のイメージ図の中で「関係者の理解と合意により変化される行事」の例示として「伝統行事など」とわざわざつけるのはおかしい。また、「性差による男女別の制度」として「母性保護」とあると女性にもっと子どもを産めという印象を与える。

変化の方向性の図は、一見しただけでは、伝えようとする内容がほとんど分からない。

内容が一般の人々には、理解しにくい。

## その他

まず、家族や地域を考え、それを実現できる働き方はどういうものかという順番で考えた方が良くと思うので、「4.(3)働く場」と「(4)家庭」を入れ替えて欲しい。

戸籍制度の見直しを検討して欲しい。

最も単純な構造改革である選択的夫婦別氏制について全く触れていないことは問題。働き方の多様化・家族の選択肢拡大の大きな柱の一つとして位置付けるべきではないか。

2003年7月に国連のCEDAWから出された、間接差別、ドメスティックバイオレンス、従軍慰安婦、人身売買、女性の参画、雇用差別、家庭との両立、民法差別規定、婚外子問題が指摘されているコメントを盛り込んで欲しい。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准およびILO第111号、175号、181号、183号条約等の男女共同参画関連国際条約の批准がなされていると記載して欲しい。

国の財政の使い方が、現在のように大型公共事業優先から、欧米並に社会保障を優先するようになり、育児や介護、教育、医療などの個人負担が軽減されるという記述を盛り込んで欲しい。

世界の平和が武力による戦争ではなく、国連中心の民主的な話し合いを基本に進められ、軍備縮小・軍事費削減により地球規模での環境改善・社会保障の確立が進みつつあるという記述を盛り込んで欲しい。

「平和」についての言及が必要。

将来像を実現するためには、地方公共団体の責任についても記述すべき。「地方における男女共同参画施策の方向に関する基礎調査」(平成16年1月財団法人関西情報・産業活性化センター)で指摘されている問題点など、諸課題への言及が必要。

職場や学校、地域で人権が尊重され、社会保障の充実で社会不安が解消され、人間が大切にされる状況が広がることで、犯罪やいじめが少なくなっているという記述を盛り込んで欲しい。

配偶者暴力防止法の改正、セクシュアル・ハラスメントの禁止等女性に対する暴力をなくすための法整備がなされていると記載して欲しい。

民法が改正され、女性に対する差別となる条項がなくなっていると記載して欲しい。

男女共同参画局の権限が強化され、人員の増加、予算措置が十分なされている。市町村といった地域レベルでも男女共同参画計画が策定され、継続的に実施されていると記載して欲しい。

女性が働くことで家庭が留守になり、家庭の防犯機能が落ちた、子どもの教育がおざなりになり、ひいては治安が悪化するのではないかとの指摘があるが、実際に検挙率の低下や少年犯罪の増加という現実を見据えた上で、どうあるべきかということを言うべき。